

独立行政法人国立病院機構徳島病院の存続を求める意見書

独立行政法人国立病院機構徳島病院は、傷痍軍人療養所から昭和20年12月に国立徳島療養所として発足し、現在、入院病床300床を運営している。また、四国で唯一の筋ジストロフィー医療施設であり、神経・筋疾患の基幹施設であると同時に徳島県難病医療ネットワーク事業における拠点施設として、難病医療の支援体制を担い、先駆的な研究や実践を行っている。

また、南海トラフ巨大地震や活断層直下型地震などの大規模災害に対応する医療機能を強化するため、国の制度である「災害拠点病院」を支援・補完する役割を担う「災害医療支援病院」として平成25年に徳島県から指定され、平時はもとより災害時においても、その役割が大いに期待されているところである。

本市にとっても、こうした機能を担う中核的な医療機関が徳島県内にあることは、住民が生活する上での安心・安全につながるとともに、重要な雇用の場にもつながっている。

こうした中、去る平成30年2月21日に発表された、「東徳島医療センター及び徳島病院の統合に伴う新病院に関する基本構想」では、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合することとされ、これに対し、現在、住民、患者、医療関係者など様々なところから徳島病院の存続を望む声が挙がっている。

については、今後とも地域医療及び雇用の場の確保に努めるため、平成25年に病棟の新築移転と総合リハビリテーションセンター開設により充実・強化を図られた病院機能を維持し、現在の徳島病院を存続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

鳴門市議会